海水浴場水質検査結果

大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課

令和６年度

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 海水浴場名 | 検査日 | 検　　　査　　　項　　　目 | 水質判定 |
| ふん便性大腸菌群数(個/100 mL） | 油膜の有　無 | ＣＯＤ(mg/L) | 透明度 |
| 二色の浜 | 4/164/18 | ２個/100mL | 認められず | ３．６ | 全　　透（１m以上） | 可（水質Ｂ） |
| りんくう南浜 | 4/164/18 | 不検出（２個未満/100mL） | 認められず | ３．５ | 全　　透（１m以上） | 可（水質Ｂ） |
| 淡輪 | 4/164/18 | 不検出（２個未満/100mL） | 認められず | ２．５ | 全　　透（１m以上） | 可（水質Ｂ） |

（注）①上記判定は、環境省が定めた水浴場水質判定基準による。（参考資料１参照）

②上記水質検査項目に併せて、腸管出血性大腸菌Ｏ１５７についても検査を行いましたが、

いずれの海水浴場からも検出されておりません。

（参考資料１）[水浴場の水質調査結果 | 水・土壌・地盤・海洋環境の保全 | 環境省 (env.go.jp)](https://www.env.go.jp/water/suiyoku_cho/index.html)より引用

水浴場水質判定基準

　　１．判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

 　（1）ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、ＣＯＤまたは透明度のいずれかの項目が、表の「不適」に

　　　　該当する水浴場を、「不適」な水浴場とする。

（2）表の「不適」に該当しない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、ＣＯＤ及び透明度の項目ごとに、「水質ＡＡ」、「水質Ａ」、「水質Ｂ」または「水質Ｃ」の判定を行い、これらの判定を踏まえ、以下により該当水浴場の水質判定を行う。

・各項目の全てが「水質ＡＡ」である水浴場を「水質ＡＡ」とする。

・各項目の全てが「水質Ａ」以上である水浴場を「水質Ａ」とする。

・各項目の全てが「水質Ｂ」以上である水浴場を「水質Ｂ」とする。

・これら以外のものを「水質Ｃ」とする。

また、この判定により「水質ＡＡ」または「水質Ａ」となった水浴場を「適」、「水質Ｂ」または「水質Ｃ」となった水浴場を「可」とする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | ふん便性大腸菌群 | 油膜の有無 | ＣＯＤ | 透明度 |
| 適 | 水質ＡＡ | 不　検　出（検出限界2 個/100mL） | 油膜が認められない | 2㎎/L以下（湖沼は3㎎/L以下） | 全　　透（または1m以上） |
| 水質Ａ | 100個/100mL以下 | 油膜が認められない | 2㎎/L以下（湖沼は3㎎/L以下） | 全　　透（または1m以上） |
| 可 | 水質Ｂ | 400個/100mL以下 | 常時は油膜が認められない | 5㎎/L以下 | 1m未満～50cm以上 |
| 水質Ｃ | 1,000個/100mL以下 | 常時は油膜が認められない | 8㎎/L以下 | 1m未満～50cm以上 |
| 不適 | 1,000個/100mLを超えるもの | 常時油膜が認められる | 8㎎/L超 | 50cm未満＊ |

（注）・判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

・「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

・ ＣＯＤの測定は日本工業規格 K0102 の 17 に定める方法（酸性法）による。

・ 透明度（＊の部分）に関して、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

 　２．「改善対策を要するもの」については、次の(1)または(2)のいずれかに該当する水浴場とする。

 　　（1）「水質Ｃ」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個／100ｍＬを超える測定値が１以上あるもの。

 　　（2）油膜が認められたもの。